

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則

(前略)

(住居手当)

第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・~~助教~~
~~准教授~~及び専門職大学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~を除く。)には、給与規程第17条に定める教職
員の例に準じて住居手当を支給することができる。

(通勤手当)

第27条 契約期間が1月以上ある有期雇用教職員(法科大学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~及び専門職大
学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手
当を支給することができる。

(中略)

(期末手当及び勤勉手当)

第32条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~及び専門職大学
院特別教授・~~助教~~~~准教授~~を除く。)には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例
に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事
業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に
遡及して改正規定が適用される場合にあっては、当該改正前の規定)とし、別表第2に掲げる有期雇
用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「期末手当基礎額」及び給与規程第31条第4項の
規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み
替える。

(中略)

(育児・介護休業等)

第58条 有期雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業及び介護部分休業に関する取扱いにつ
いては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。
以下「育児・介護規程」という。)を準用する(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」と
いう。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第20条の2から第20条の6まで、~~第3
2条第2項、第39条及び第43条の2から第43条の5まで~~を除く。)。この場合において、「教
職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の
条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(中略)

(年度一時金)

第74条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~及び専門職大
学院特別教授・~~助教~~~~准教授~~を除く。)には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、
事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合には、その遺
族)に年度一時金を支給する。

(後略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力があり、原則とし て他の職に就いていない者	事務の補佐業務に従事	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った 雇用に限る ・学生、研究生等を除く
技術補佐員		技術に関する職務の補 佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補 佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳	

別表第2

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める ・学生、研究生等を除く
研究員(科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・13文科科第44号通知の各別表における教授・助教授・准教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該共同研究・受託研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プロジェクトに係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

研究員(学術研究奨励)				<ul style="list-style-type: none"> ・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プロジェクトに係る研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)				<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)				<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)				<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術支援)				競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事
研究員(プロジェクト名等)	当該プロジェクト等に係る研究に従事			<ul style="list-style-type: none"> ・前各項に掲げるもののほか、総長が認めるもの ・プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

別表第3

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者医師免許取得後2年以上又は歯科医師免許取得後1年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事 必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	卒後臨床研修開始後2年未満の者医科の卒後臨床研修開始後2年未満又は歯科の卒後臨床研修開始後1年未満の者	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授准教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授准教授の職務に従事		・任期については、法科大学院の定めによる
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別助教授准教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助教授准教授の職務に従事		・任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4

A	10,400円
B	12,000円
C	13,600円
D	15,200円
E	16,800円
F	18,400円
G	20,000円
H	21,600円
I	23,200円
J	24,800円
K	26,400円
L	28,000円
M	29,600円
N	31,200円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5

職名		日給額	
		年目	額
医員	医師免許等取得後の経験年数	2年目	9,400円
		3～4年目	11,600円
		5～6年目	12,000円
		7～8年目	12,700円
		9年目以上	13,400円
医員(研修医)		9,400円	
法科大学院特別教授		50,000円	

法科大学院特別 助教授 准教授	30,000円
専門職大学院特別教授	50,000円
専門職大学院特別 助教授 准教授	30,000円

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

別表第6

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員（研修医）のうち、医学部附属病院長が指定する者	1週間に2日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
		午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
	又は3日	午後4時から翌日午前0時45分まで	午後8時から午後8時45分まで
		午後4時から翌日午前1時まで	午後8時から午後9時まで
		午前0時から午前8時45分まで	午前4時から午前4時45分まで
		午前0時から午前9時まで	午前4時から午前5時まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する有期雇用教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者（他の「有期雇用教職員の区分」に定める者を除く。）	1週間に2日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
		午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
		午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
		午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
フィールド科学教育研究センター海城ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する有期雇用教職員	1週間に2日	午前8時45分から午後5時30分まで	午前11時45分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時15分まで

別表第7

有期雇用教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する有期雇用教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後2時まで

別表第8

<p>育児・介護 規程の規定</p>	<p>適用する規定</p>
<p>第40条</p>	<p>第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。ただし、次の各号の大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員(労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p> <p>(2) 介護部分休業申出があった日の翌日から0.2日以内に退職することが明らかでない有期雇用教職員</p>
	<p>(略)</p>